

薬食発0630第5号
平成26年6月30日

各 地方厚生(支)局長
都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の施行に伴う
国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為等を助長する行為
等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する
法律の一部改正について



「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」(平成26年法律第74号。以下「改正法」という。)が平成26年6月18日に公布され、これにより「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」(平成3年法律第94号。以下「特例法」という。)の一部が改正されたところです。
本改正の内容は下記のとおりですので、御了知の上、関係者に対し周知方お願いいたします。

記

第1 改正法の要旨（改正法第1条関係）

本邦に上陸しようとする外国人は、「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)第7条第1項各号に規定する上陸のための条件に適合しなければならないところ、この原則の例外として、船舶又は航空機の外国人乗客又は乗員に対し、査証、在留資格等に係る上陸条件への適合を求めることなく、簡易な手続により一時的な上陸を認める寄港地上陸許可（入管法第14条）等の特例上陸許可制度が入管法において規定されている。

今般、寄港地上陸許可の対象とならないクルーズ船についても、一定の期間内に限り、当該クルーズ船が各出入国港から出港するまでの間、観光のため本邦に上陸することを簡易な手続で認める「船舶観光上陸許可制度」を新設することにより、クルーズ船入港時の入国審査の更なる迅速化・円滑化を図るとともに、寄港地上陸許可よりも長期の上陸期間を認めること

で、より長期の滞在を可能とした。

第2 特例法改正の内容（改正法附則第7条関係）

特例法第3条は、コントロールド・デリバリー（※）を実施するためには必要な出入国管理に関する行政上の特例措置（一定の条件を満たした場合に規制薬物を所持する者についての上陸を許可するもの）を定めたものであるが、改正法により、船舶観光上陸許可制度が創設されたことを受け、規制薬物を所持するクルーズ船の外国人乗客が当該制度の申請を行った場合においても、コントロールド・デリバリーを実施するための特例措置として上陸の許可をすることができることとした。

（※）「コントロールド・デリバリー」とは、薬物の不正取引が行われる場合に、取締当局がその事情を知りながら、直ちに検挙することなくその監視の下に薬物の運搬を許容し、追跡して、その不正取引に関与する人物を特定するための捜査手法をいう。

第3 施行期日

改正法のうち、第1及び第2については、平成27年1月1日から施行される。